**みよし市プロモーション動画等制作業務委託プロポーザル実施要領**

１　業務の目的

本市は、平成28年3月に「みよし市まち・ひと・しごと創生【人口ビジョン・総合戦略】」を策定し、今後の少子高齢化並びに人口減少を見据えた事業を実施していくこととなった。

そこで、市内在住の方には市外転出の抑制と定住の促進、市外在住の方には市への転入及び定住の促進に資することを目的として、みよし市の魅力や取組みを紹介するPR動画及びロゴマークを制作し、市内外に広く発信することとした。

２　業務の概要

⑴　業務名

みよし市プロモーション動画等制作業務委託

⑵　委託内容

動画については、本市の魅力をわかりやすくPRする動画とし、目的であるみよし市への移住・定住につなげるため、特に20～40歳の子育て世代に関心を持ってもらえる内容とする。また、広く視聴してもらい、また繰り返し視聴してもらうために、前例にとらわれず斬新で独創的な内容の作品とし、話題性のある作品とすること。ロゴマークについては、一見してみよし市の魅力を想起させるデザインとすること。

①　動画仕様

ア　wmv形式及びmp4形式のアスペクト比16:9のフルHD動画とする。

※　mp4形式についてはYouTubeの全国移住ナビチャンネルにアップロード可能で、画像・音声・BGM等が鮮明に視聴できる仕様にすること。

イ　実写、CG、アニメーション等表現技法は自由とする。

ウ　本数は１本以上で１本の長さは3~15分程度。企画提案の中で協議して決定する。

②　ロゴマーク仕様

　ai形式、psd形式、jpg形式、png形式及びbmp形式でサイズは10cm×10cm程度に収まり、1,000×1,000pixel、解像度は400dpi程度でフルカラーの画像とする。

③　協議

　　動画及びロゴマークの完成までに、市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。また、その結果について記録を提出すること。

④　納品

　ア　DVDに収録して納品（原盤１枚、複製５枚）

　　※　納品に際しては、ウィルス対策ソフトで十分に検査したうえで納品すること。

　イ　業務遂行のために制作した文書等関連資料を印刷した資料一式

⑤　瑕疵担保責任

　納品後1年以内に、成果品に瑕疵等が見つかった場合は、市の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

⑥　費用負担

　本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。

⑦　その他

ア　著作権はみよし市に帰属するものとする。

　　　イ　撮影許可、楽曲使用等で必要となる一切の手続きについては、受託者が行うこと。

　　　ウ　成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

　　　エ　この仕様書に定める納品物以外にも、市の必要に応じて資料を提供すること。

オ　この他定めのない事項については、市と十分な協議をし、決定すること。

⑶　業務履行期間

契約の日から平成29年3月24日（金）まで

　⑷　見積限度額

　　　金7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　委託予定者選定方法

　　企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

４　参加資格要件

　　このプロポーザルに参加しようとする者は、公告日から契約締結の日までの間、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

⑵　みよし市契約規則（昭和42年三好町規則第1号）第5条第3項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

⑶　みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）に基づく停止措置、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書等（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

⑸　平成23年度から平成27年度までの間に同様の業務（プロモーション動画・企業CM等の制作）の実績を有していること。

５　参加申し込み

上記参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認めません。

　⑴　提出書類

　　①　参加申込書（様式第1号）

　　②　会社概要書（様式第2号）

　　③　業務実績書（様式第3号）（契約書の写しを添付）

　　※　提出された書類の修正又は変更は認めません。また審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

　⑵　提出部数

　　　各１部

　⑶　提出方法

　　　提出書類はPDF形式で電子メールに添付することにより提出すること。電子メールの表題は「プロモーション動画等プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。メール送信後には、到着の有無を電話で提出先に確認してください。

　⑷　提出期間

　　　平成28年6月22日（水）から平成28年7月5日（火）の午後５時まで。

　⑸　提出先

　　　みよし市政策推進部企画政策課

　　　電子メール　kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

　　　電話　０５６１－３２－８００５

　⑹　参加資格の確認

　　　提出書類を基に参加資格の確認を行い、平成28年7月6日（水）までに参加資格の確認結果について、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

６　企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、「みよし市プロモーション動画等制作業務仕様書」の内容を踏まえ、以下のとおり提出すること。なお、提出期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めません。また、審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

　⑴　提出書類

　　　提出書類は次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 順番 | 提出書類名 | 備考 |
| １ | 企画提案書等提出届（様式第４号） | 必要事項を漏れなく記入し、商号または名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印すること。 |
| ２ | 企画提案書（様式第５号） | 次のテーマに沿って記述すること。⑴　プロモーション動画のコンセプト及びアピールポイントについて動画の基本的な方針、PR動画としてどのようなコンセプトをもって動画閲覧者に興味を持ってもらうのか、話題性をしかけるための方策、独自性を表現するためのポイント等について、専門用語を使わずにわかりやすい表現で記載すること。⑵　ロゴマークのコンセプト及びアピールポイントについてロゴマークの基本的な方針、アピールポイントとなる点について、記載すること。 |
| ３ | 実施体制調書（様式第６号） | 契約締結後の業務の実施体制を記載すること。 |
| ４ | 配置予定者調書（様式第７号） | 契約締結後に配置予定責任者及び担当者を記載すること。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記載すること。ただし、最大5件で平成23年度から平成27年度までの実績に限る。 |
| ５ | 業務実績証明書（様式第８号） | 配置予定責任者及び担当者の過去の業務実績について、証明する書類が無い場合に提出すること。 |
| ６ | 工程計画書（様式第９号） | 仕様書等を参考に、契約予定日から平成29年3月24日までの行程表を作成すること。 |
| ７ | 見積書（任意様式） | 見積もりの内訳を可能な限り詳細に記載すること。金額は消費税を含むものとし、見積限度額を超える金額の場合は失格とする。 |

※　注意事項

①　提出書類は日本工業規格によるA4判の規格、2穴綴じとし、簡易な綴じ方とすること。

②　言語は日本語、通貨は日本円とし、横書き、文字サイズは10ポイント以上とする。ただし、図表等はこの限りではありません。

③　専門知識を有しないでも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

④　１事業者について１提案とする。

⑵　提出部数

①　企画提案書等提出届（様式第４号）　　１部

②　企画提案書（様式第５号⑴及び⑵）　１０部

③　実施体制調書（様式第６号）　　　　　１部

④　配置予定者調書（様式第７号）　　　　１部

⑤　業務実績証明書（様式第８号）　　　　１部

⑥　工程計画書（様式第９号）　　　　　　１部

⑦　見積書（任意様式）　　　　　　　　　１部

※　企画提案書（様式第５号⑴及び⑵）は商号、名称、ロゴ等の記載していないもの（作成した事業者が推定できないもの）を提出すること。

⑶　提出期間

　　　平成28年7月6日（水）から平成28年7月20日（水）まで

持参の場合は、平日の午前８時３０分から午後５時まで

　⑷　提出先

　　　みよし市政策推進部企画政策課

　　　〒470-0295　愛知県みよし市三好町小坂50番地

　　　電話　０５６１－３２－８００５

７　本プロポーザルにおける審査等

⑴　選考方法

　　　審査基準、審査方法の策定及び企画提案書の審査を行うため、「みよし市プロモーション動画等制作業務委託プロポーザル審査委員会」を設置する。なお、審査は非公開とし、一次審査、二次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けない。

　⑵　一次審査

　　　企画提案者の提案について書面による一次審査を行い、合計点数の高い順に上位５者を次の二次審査の対象とする。ただし、企画提案者が５者以内の場合は、すべての企画提案者を二次審査の対象とする。

　⑶　二次審査

　　　一次審査を通過した企画提案者のプレゼンテーション、ヒアリングを行い二次審査の合計点数の総計が最高得点を得た者を契約の委託候補者とし、２番目に高い得点のものを次点者とする。

　　　最高得点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員の投票により決定する。

　⑷　選考結果の通知

　　①　一次審査の結果通知は、一次審査を行った全事業者に対し、平成28年7月25日（月）付け書面で通知する。

　　②　二次審査の結果通知は、二次審査を行った全事業者に対し、平成28年8月10日（水）付け書面で通知する。

８　プレゼンテーション

　⑴　実施日時

　　　平成28年8月5日（金）（予定）

　　　※　一次審査結果通知にあわせ、正式にプレゼンテーション開催日時を通知する。

　⑵　実施場所

　　　みよし市役所３階研修室（予定）

　⑶　実施要領

　　　１事業者につき３０分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答の時間を１０分程度設けることとする。パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用は自由とするが、機材のセッティングに要する時間は、プレゼンテーションの説明時間に含めること。

　⑷　説明者

プレゼンテーション及び質疑への回答は、実施体制調書に記載した管理責任者と担当者で行うものとする。会場に入場できるのは３名以内とする。入室者は、会社名を表示した衣類やバッチ等、会社名を特定できるようなものを身に付けないこと。当日受付にて説明に参加する者全員の身元確認を行うため、本人確認できる身分証明書を携帯すること。

９　企画提案者の失格

　　企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

　⑴　「４　参加資格要件」を満たさなくなった場合

　⑵　提出書類等に虚偽の記載があった場合

　⑶　審査の公平性を害する行為があった場合

　⑷　企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

　⑸　企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

１０　企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、プロポーザルが中止になった場合においても同様とする。

１１　審査結果

審査により決定した契約の委託候補者及び次点者の名称と本プロポーザルの審査における評価結果を本市ホームページで公開する。

１２　契約

　⑴　契約の委託候補者と市で業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。

　⑵　契約の手続は、みよし市契約規則の定めにより行う。

　⑶　契約の委託候補者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、次点者と契約するものとする。

１３　辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第９号）を持参又は郵送で提出すること。辞退は自由であり、その後の不利益な取り扱いは行わない。

１４　著作権

　　提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、みよし市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

１５　質問の受付及び回答

　⑴　受付期間

①　参加資格、参加申込みに関する質問

平成28年6月22日（水）から平成28年6月28日（火）まで

②　企画提案に関する質問

平成28年7月6日（水）から平成28年7月12日（火）まで

⑵　提出方法

質問表（様式第１０号）を電子メールで提出すること。なお、電子メールの表題は「プロモーション動画等質疑（事業者名）」とすること。電子メール送信後、企画政策課に確認の電話をすること。また、口頭による質問の受付けは行いません。

　⑶　回答

①　参加資格、参加申込みに関する質問

平成28年6月29日（水）までに、電子メールで参加申込事業者全員に回答

②　企画提案に関する質問

平成28年7月13日（水）までに、電子メールで参加承認事業者全員に回答

１６　事務局

みよし市政策推進部企画政策課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

電　話0561-32-8005

ファクシミリ0561-76-5021

電子メールkikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

別紙1

公募から事業者選定までのスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 期日・期間等 |
| 競争入札審査委員会 | ６月２１日（火） |
| 公募の開始 | ６月２２日（水） |
| 参加申込み | ６月２２日（水）～７月５日（火）１０営業日 |
| 質問の受付 | ６月２２日（水）～６月２８日（火） |
| 企画提案書等の提出 | ７月６日（水）～７月２０日（水） |
| 質問の受付 | ７月６日（水）～７月１２日（火） |
| 競争入札審査会（申込事業者報告） | ７月６日（火） |
| プロポーザル審査委員会 | ７月１３日（水） |
| 一次審査結果通知 | ７月２２日（金） |
| 二次審査（プロポーザル・ヒアリング） | ８月５日（金） (予定)　 |
| プロポーザル審査委員会 | ８月１０日（水） |
| 競争入札審査委員会（結果報告） | ８月２４日（水） |
| 二次審査結果通知 | ８月２５日（木） |
| 契約締結 | ８月下旬 |